

第2回世田谷区児童福祉審議会 本委員会議事録

日 時

令和6年6月28日（金）18：30～

場 所

世田谷区役所東棟3階 庁議室

出席委員

松原委員長、鶴養副委員長、明石委員、天野委員、有村委員、川松委員、木田委員、小橋委員、田中（恭）委員、中板委員、丹羽委員、能登委員、平本委員、普光院委員、松田委員、山本委員、吉田委員

欠席委員

池田委員、石渡委員、児島委員、田中（れ）委員

事務局

松本子ども・若者部長、嶋津子ども・若者支援課長、石山児童相談支援課長、北川保育課長、河島児童相談所長、工藤児童相談課長（副所長）、瀬川子ども家庭課長、大里保育の質向上担当副参事、中村一時保護課長

資 料

- 資料1 臨時部会（世田谷区社会的養育推進計画（中間見直し）に関する検討部会）の検討状況について
- 資料2 - 令和5年度における各部会の開催状況について（里親部会）
- 資料2 - 令和5年度における各部会の開催状況について（措置部会）
- 資料2 - 令和5年度における各部会の開催状況について（児童虐待死亡事例等検証部会）
- 資料2 - 令和5年度における各部会の開催状況について（保育部会）
- 資料3 一時保護所第三者評価の受審結果について
- 資料4 意見表明等支援事業の事業者選定結果について
- 資料5 世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について

議事

嶋津課長

それでは、皆さん、お待たせいたしました。定刻になりましたので、令和6年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を開催させていただきます。このまま着座にて進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、また、この夜間の開催の会議にもかかわらず御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます子ども・若者支援課長の嶋津と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日は議事録作成のために速記者による記録をさせていただきますので、あらかじめ御了承のほう、よろしくお願いいたします。

また、本日は対面とZ o o mを使用したオンラインを併用しての会議とさせていただきます。御協力のほう、よろしくお願いいたします。

本日の出欠の状況でございますが、石渡委員から事前に欠席ということでの御連絡をいただいております。また、何名かちょっと遅れて参加されるという御連絡もいただいております。また、Z o o mでの参加ということでの御連絡もいただいております。徐々にZ o o mでの参加も入っていただけるかなと思っております。なお、Z o o mで御参加いただく委員は、有村委員、川松委員、木田委員、児島委員、小橋委員、田中恭子委員、田中れいか委員、中板委員、山本委員になります。

御発言の際は、挙手または挙手機能を使っていただきますようお願いしたいと思います。

では、今年度より新たに委員になられた方がいらっしゃいますので、先に御紹介をさせていただきます。

〔 新委員・行政側職員を紹介 〕

嶋津課長

ここで、会議開催に当たりまして、子ども・若者部長、松本より一言御挨拶申し上げます。

松本部長

皆さん、こんばんは。子ども・若者部長の松本でございます。本日はお忙しい中、また、夜間の時間帯、雨の中にもかかわらず御出席いただきましてありがとうございます。

今回、児童福祉審議会の3期目の最初の対面開催となります。今期の2年間にわたります委員をお引き受けいただきましてありがとうございます。引き続きの皆様、また新規で御就任いただきました皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事は、まず、昨年度設置されました臨時部会からの報告のほ

か、常設の各部会より昨年度の開催状況を御報告いただきます。なお、世田谷区社会的養育推進計画の中間見直しの策定につきましては、本年12月に予定しております第3回児童福祉審議会におきまして、児童福祉審議会から答申をいただく予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。また、各部会からの報告のほか、昨年度実施いたしました一時保護所の第三者評価の受審結果、また、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組の一環としまして実施いたします意見表明等支援事業のプロポーザルの結果が決まりましたので、御報告させていただきます。議事の最後に、世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について御報告させていただきます。こちらについては、主に子ども・子育て会議のほうで議論している内容でございますけれども、制定当時になかなか明記できなかった子どもの権利を条例に明確に定義しまして、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指しまして条例の改正に向けた検討を進めておりますので、後ほど検討状況を御報告させていただきます。

以上、多岐に及びますけれども、皆様より忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

嶋津課長

ありがとうございます。

それでは、まずはお手元の資料について確認させていただきます。まず次第、それと世田谷区児童福祉審議会委員名簿、世田谷区児童福祉審議会行政側名簿のほか、右側に番号が振っております資料1から5がございまして、不足している資料がありましたら挙手をお願いします。大丈夫でしょうか。

ここで、議事に入る前に区から2点御報告がございまして。

まず、福音寮について、児童相談支援課長より御報告させていただきます。

石山課長

児童相談支援課長の石山です。こちらのほうから御報告をさせていただきます。

令和6年5月14日火曜日になりますが、社会福祉法人福音寮の前理事長が児童買春・児童ポルノ禁止法違反の疑いで逮捕との報道がございました。大変御迷惑、御心配をおかけして申し訳ございませんでした。

区及び当該法人は、この報道を受けて、速やかに施設利用児童の保護者等に説明や通知は行っているところです。特に前理事長が施設長を兼ねていた児童養護施設なんですけれども、やはりこちらは日常的な関わりも深いので、5月14日火曜日に福音寮のほうで緊急児童集会を実施し

まして、子どもへの説明ですとか、あと、翌日以降は子どもの保護者への説明を行ったところでございます。

都区のほうでは、都内の児童相談所設置自治体が所管する児童養護施設を相互に活用しておりますので、この報道を受けまして、5月17日金曜日に、都及び児童相談所設置区で構成する臨時都区合同所長会を開催いたしまして、子どもへのケアを最優先に子どもとの面接を行ってまいりました。

子どもたちは、やっぱりニュースを聞いたときにはかなり混乱したりびっくりしたという言葉は聞かれてはいるんですけれども、現時点では大きな動揺というのは見られておりません。ただ、今後も継続的に、そして丁寧に子どもの状況は見てまいりたいと思っています。また、職員のほうも同様に混乱がございますので、そのケアにつきましても法人と対応を確認しているところでございます。

あと、理事長につきましては、5月18日に前理事長が解任されて、5月19日付で新しい理事長が就任をしております。また、施設長も兼任しておりましたので、5月18日付で前施設長が解任されて、19日付で新しい施設長が就任をしております。事業の運営につきましても変わらず継続をしております。

本件のような事例が二度と起こらないように、当該法人が実施する再発防止のための検証の動向を踏まえるとともに、区内で児童福祉に携わる職員への子どもの権利擁護に関する研修も強化してまいりまして、職業倫理の確立にも努めてまいりたいと思っております。

御報告は以上になります。

嶋津課長

区側からもう1点御報告がございます。先日の区内の私立認可保育施設に関する報道の件でございます。保育課長より御報告させていただきます。

北川課長

保育課長の北川でございます。この間、既に多くの報道等で取り上げられておりますが、5月7日、9日に起こった私立認可保育園での虐待行為につきまして、虐待を行った当該保育士が6月25日に逮捕されております。この間、皆様に御心配をおかけしまして申し訳ございませんでした。

区としてはこの間、保育のサポート訪問ですとか指導検査など、虐待、不適切な保育の未然防止に取り組んでいる中で、このような事態となってしまうことについて大変重く受け止めているところでございます。本件につきましては、6月17日の区議会特別委員会のほうで発生の御報告とこの間の経過の御報告をしているところですが、当該保育士の逮捕

後も警察の捜査が続いておりますので、引き続き区としては警察の捜査に協力をしていきたいと考えております。

また、園への支援、対応につきましては、保育士の逮捕後に当該園のほうへ保育のサポート訪問に入っております。また、系列園にも訪問しておりますが、今のところ園児や保護者に大きな動揺はないと聞いておりますけれども、引き続き、系列園も含めまして、園への支援、運営方針への指導助言など、子どもたちの安全確保を最優先に対応していきたいと思っています。また、再発防止に取り組んでいきたいと思っています。

繰り返しになりますが、このたびは御心配をおかけしまして申し訳ありませんでした。

私からは以上になります。

嶋津課長

区側からの議事に入る前の御報告2点でございました。

それでは、今後の議事につきまして、松原委員長、進行をよろしくお願いいたします。

松原委員長

では、よろしくお願いいたします。

議事に入る前に重たい話が2点ありまして、子どもの権利擁護を起点に子ども、それから保護者の支援に力を尽くしていただきたいと思います。

今日はいろいろ議事が用意されておりますが、御遠慮なく御意見、御質問をいただきたいと思います。ただ、今日のつくりが悪くて、私は私が座っている側の方はほとんど見えないんですよ。なので、事務局のほうでサポートしていただきながら、どなたが手を挙げていらっしゃるか教えていただいて進行していきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

では、資料1の説明が、報告(1)臨時部会(世田谷区社会的養育推進計画(中間見直し)に関する検討部会)の検討状況についてになります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

お手元の資料1を御覧ください。私からは、臨時部会の検討状況について御説明をさせていただきます。

初めに、1、主旨でございます。この臨時部会は、令和6年1月の本委員会において設置を御了承いただき、検討を進めてまいりましたので、その間の検討状況について報告をするものでございます。

2、検討体制につきましては御覧のとおりでございます。

続きまして、3、これまでの検討状況でございますが、令和6年2月から5月までの間に臨時部会を4回開催しております。議事内容につき

ましては御覧のとおりでございますが、その他、支援者や当事者からのヒアリングも実施をしているところでございます。

4、計画（中間見直し）（骨子案）についてになります。こちらは、一緒についていますA4横の資料を御覧いただければと思います。推進計画骨子案と書いてあるものでございます。本日、時間に限りもございまず、ポイントを絞って御説明をさせていただきます。それでもかなり早口になるかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

まず、2ページを御覧ください。1、計画の位置づけでございますが、計画の位置づけ、計画期間は記載のとおりでございます。計画の進行管理ですが、1つ目、今回は、資源の必要量、現在の取組状況、整備すべき見込み量、評価のための指標を制定いたします。具体的な数につきましては現在調整中でございます。2つ目、ただし、数値目標を単に達成すればよいというものではなくて、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であり、そのためにも子どもの声をしっかり聴いていく姿勢を持ってまいります。

3ページを御覧ください。2、計画の理念・目指すべき姿でございます。1、経緯は記載のとおりです。2、検討にあたってのポイントでございますが、1つ目、現行計画の考え方は引き継いでまいります。2つ目、ただし、現行計画の理念・目指すべき姿は、行政が取組を推進することで達成できる目指すべき姿となっておりますので、今を生きる子どもを主体にした目指すべき姿にするとしております。3つ目、子どもの命と権利を守るセーフティネットの考え方は引き継ぎつつ、子どもは大人から守られる存在だけではなくて権利の主体であるという考え方も含めていくとしております。最後、4つ目、理念・目指すべき姿を少し概念的なものにし、それを達成するための基本的な考え方を新たに定め、その中に家庭への養育支援、これは予防的支援となりますが、それと、代替養育が必要な子どもへの支援についての基本方針を定めるとし、検討を進めてまいりました。

4ページを御覧ください。以上を踏まえまして事務局で計画の理念・目指すべき姿の案を作成いたしました。まず、この目指すべきの「べき」という部分が少し大人視点になっておりますので、そうではなく、子ども視点とするために、計画の理念・目指す姿とする予定です。改めまして事務局案といたしましては、「社会全体で子どもを育み、子どもの権利が保障され、子どもが安全・安心に『すこやかに成長し、暮らしていけるまち・せたがや』を目指します」という理念にし、それにぶら下がる基本的な考え方として、ここに記載のあるような案はどうかと考え

て、委員の皆様より意見をいただいております。

これにつきまして、まず理念のほうですが、子ども主体であるとか、地域や社会全体で子どもを支える地域づくり、今を生きている子どもを応援する社会といったような内容が盛り込まれるとよいという御意見をいただきました。また、計画の基本的な考え方の部分では、虐待予防だけではなくて再発防止や親子関係再構築支援等をもう少し盛り込むべき、また、の記載にあります自己肯定感の向上を目指す前に、子どもが自分の意見を形成、表現して尊重されることにより自己肯定感を得ることができるというプロセスを保障していくことが盛り込まれるとよいという御意見もいただいておりますので、その方向で変更をしていく予定になっております。

5 ページを御覧ください。3、計画の構成（案）でございます。1 つ目、社会的養育の基本理念が子どもの最善の利益のためであることから、改正児童福祉法の趣旨も踏まえ、まずは子どもの権利に主眼を置いた構成とし、子どもの権利擁護の取組みの推進を第 1 項目といたします。2 つ目、世田谷区児相が開設して 5 年目を迎えて、安定した運営や支援の強化、それから、緊急対応だけでなく予防的な支援に取り組んでいく必要がございます。3 つ目、虐待に至る前の予防的支援を盛り込みます。最後、4 つ目、人材育成・人材確保は、社会的養護・養育に携わる全ての共通の今後の重要な課題であるということから、1 つの項目立てといたします。

6 ページ目を御覧ください。以上を踏まえまして、計画の構成（案）と中項目を見直しております。左側の表を御覧ください。大項目は御覧のとおりですが、中項目の NEW と書かれているものが新規の項目になりまして、3 の子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化と 9 の人材育成・人材確保がそれに当たります。中項目見直しの考え方につきましては、後ほど御覧ください。

では、続きまして、7 ページを御覧ください。以降が中項目ごとの取組の主な方向性でございます。【子どもの権利擁護の取組みの推進】の主な方向性でございますが、現状の取組み、課題は記載のとおりでございます。課題解決に向けた視点の 1 つ目、安心感や自己効力感の回復等により、子ども自身が実現したいことを考え、それを周囲に説明できるようになることが望まれる、2 つ目、自分の意見を表明する上で使える手段を子ども自身が十分理解できているか、3 つ目、子どもへの説明、意見聴取に当たっては、子どもの年齢や発達の状況に応じた配慮ができているかが重要と考えております。以上を踏まえまして、今後の取組みの

方向性（案）ですが、子どもの権利擁護に係る環境整備、子ども自身に対する、子どもの権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者、関係機関への周知啓発や理解醸成を図ってまいります。

8 ページを御覧ください。【予防型の児童相談行政の推進】の主な方向性ですが、現状の取組み、課題は記載のとおりになります。課題解決に向けた視点の1つ目、子家と児相の一元的運用の強化、それから2つ目、職員の経験不足や個々の専門スキルの向上といった課題を踏まえまして、今後の取組みの方向性（案）、人材の育成及び専門性の向上に向けた取組の推進、情報共有システムの一元化等の検討、AI等を活用した児童相談対応業務の効率化の検討を進めてまいります。

9 ページを御覧ください。【子育て世帯に対する包括的な支援のための機能強化】ですが、現行計画には在宅支援の取組はほとんど記載がありませんので、現状の取組を少し詳しく記載しております。こども家庭センターの設置ですが、これの真ん中辺にあるんですけれども、【母子保健・児童福祉の更なる連携強化に向けた取組み】のところで以下、リスクアセスメントシートの導入に向けた検討など6項目を記載しております。そして、は支援を必要とする妊産婦等への支援、が子育て短期支援事業となります。は事業拡充というところで、、子どものショートステイ・赤ちゃんショートステイ、、母子一体型ショートケアとなります。

10ページを御覧ください。、こちらが新設の事業となります。子育て世帯訪問支援事業となっておりますが、1つ目、養育支援等ホームヘルパー訪問事業、2つ目、学生ボランティア派遣事業がこれに当たります。の児童育成支援拠点事業、まいぷれいす、それから、11ページに続きますが、が親子関係形成支援事業、こちらはペアレントトレーニングになります。がヤングケアラーに対する支援となります。それぞれ現状の取組、課題を踏まえて、今後の取組の方向性を書き込んでまいります。詳細は後ほど御覧ください。

12ページを御覧ください。【一時保護の児童への支援体制のさらなる強化】の主な方向性ですが、課題の1つ目、一時保護所の定員拡大、2つ目、建物や設備面での改善が求められております。今後の取組みの方向性（案）として、1つ目、基準条例の制定、2つ目、一時保護の体制整備、3つ目、一時保護された子どもの権利擁護に係る取組の推進を図ってまいります。

13ページを御覧ください。【パーマネンシー保障に向けた取組みの推進】の主な方向性でございます。今後の取組みの方向性（案）ですが、

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの実施の継続、親子関係再構築に向けた重層的な体制構築に向けた検討、特別養子縁組制度の周知啓発及び理解醸成に向けた取組を進めてまいります。

14ページを御覧ください。【里親委託等の推進】の主な方向性の現状の取組みと課題につきましては記載のとおりでございます。課題解決に向けた視点ですが、国が掲げる里親等委託率の考え方は、令和11年度までに乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の実現に向けて取組の推進をすることとされております。区として里親等委託率の考え方をどうしていくかにつきましては、今後の臨時部会でさらなる検討を進めてまいります。今後の取組みの方向性（案）ですが、里親委託のさらなる推進、未委託家庭の養育力向上に向けての取組、里親支援体制の一層の充実、里親制度の周知啓発及び理解醸成の取組を図ってまいります。

15ページを御覧ください。【児童養護施設等の機能強化】の主な方向性の、まず児童養護施設の部分でございます。課題として、1つ目の人材確保等により、小規模かつ地域分散化、高機能化を進めることが難しくなっている、2つ目、ケアニーズが高い児童、個別対応ケースや複数の職員での対応が必要となってきたなどが挙げられております。課題解決に向けた視点としては、記載のとおりですが、区内2つの児童養護施設はこれまで小規模かつ地域分散化に着実に取り組んでおり、今後、施設で養育が必要な子ども数と施設の人員体制等を考慮しながら計画を策定していく必要があると考えております。以上を踏まえて、今後の取組みの方向性（案）ですが、施設の機能強化に向けた取組、施設等入所児童への支援の質の充実を図ってまいります。

16ページを御覧ください。母子生活支援施設と障害児入所施設について記載をしております。現状の取組み、課題等は記載のとおりでございます。

17ページを御覧ください。今後の取組みの方向性（案）ですが、母子生活支援施設の機能強化、それから、障害児入所施設の児童への支援の強化として権利擁護の取組を進めてまいりたいと考えております。

18ページを御覧ください。【社会的養護自立支援の推進】の主な方向性の現状と課題は記載のとおりですが、課題解決に向けた視点の1つ目、社会的養護経験者等に対する自立支援の強化が求められているなどが挙げられます。今後の取組みの方向性（案）ですが、社会的養護経験者等への自立支援体制の強化、社会的養護経験者等への相談支援の充実、せたがや若者フェアスタートによる支援の継続を進めてまいります。

最後、19ページを御覧ください。人材育成・人材確保に関しましては、人材確保に向けた取組の推進ということで、こども家庭福祉の理解促進や魅力、やりがいの情報発信等を行っていただければと考えております。

7月1日月曜日の臨時部会にて素案を報告いたしますので、そこでの御意見を踏まえて素案を児童福祉審議会委員の皆様へ後日メールで紹介させていただきますので、御意見がございましたらお寄せいただきたいと思います。

長くなりましたが、説明につきましては以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、御質問、御意見を受けたと思います。

委員

区のほうで丁寧に分析していただいたり、計画策定に向けて要点、ポイントを示していただいています。委員の方からも積極的に様々な御意見をいただいている、今後、委託率をどうするかとか難しい課題がありますけれども、皆さんの意見を基にしながら御相談して、よりよい形を検討していきたいと思いますので、御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

松原委員長

ありがとうございます。

ほかに、臨時部会の構成員の方々から補足等の御意見はありますか。

それでは、臨時部会のほうはもう1回皆さんと部会として議論する時間をいただいていますので、今日はそれ以外の方も含めての御意見を伺いたいと思います。どうぞ御自由に御質問、御意見をお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。大丈夫ですかね。

それでは、これからまた議論する余地があり、そして審議会の皆様全体にお諮りを再度する機会もありますので、そこでまたいろいろ貴重な御意見をいただきたいと思います。議事としても報告ということになっており決定事項ではありませんので、御質問、御意見がなければこの程度にしたいと思います。

では、続きまして、報告の(2)に入らせていただきます。令和5年度における各部会の開催状況の報告についてがその内容になります。まず、各部会長より順番に御報告をいただき、御意見、御質問については全体の報告が終わった後まとめて伺うということで処理をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、里親部会より御説明をお願いいたします。

委員

里親部会について、私から御報告させていただきます。

この里親部会は、児童福祉法に基づき区が里親を認定しようとする際に、区から諮問を受けて審議し、その結果を答申する部会でございます。

昨年度の部会の審議内容につきましては、お手元の資料 2 - を御覧ください。1 の開催回数につきましては、部会は年 3 回開催することにしており、昨年度は 7 月 12 日水曜日 18 時 30 分から、11 月 15 日水曜日 15 時から、そして 3 月 15 日金曜日 15 時からの 3 回、開催いたしました。

次に、2 の審議件数につきましては、昨年度に諮問を受けた件数は合計 8 件でございます。その内訳は、養子縁組を目的とせず子どもを一定期間養育する養育家庭が 4 件、養子縁組を目的として子どもを養育する養子縁組里親が 4 件でございます。審議した 8 件のうち、第 2 回部会で再調査となった家庭が 1 件ございましたが、第 3 回部会で適格と判断された審議結果となっております。

審議に当たりましては、住所要件や経済的要件、研修受講状況などについて確認するとともに、実際に登録しようとする家庭の訪問調査や面接を行った児童相談所長をはじめ、所内の職員の丁寧な状況報告を受け、慎重に審議を行っております。里親部会は、学識経験者、児童養護施設の施設長、医師などの委員がそれぞれの専門性に基づき、その家庭の養父母の特性や養育力、また、子どもが委託される際に当たっての留意点について、多方面からの御意見をいただき、このような審議結果となっております。今後、区は里親制度のさらなる拡充を目指す方針であります。子どもにとって最善の養育環境を提供できるよう里親登録は厳格に行う必要があると考えており、今後も引き続き慎重な審議に努めてまいります。

最後に、3 の令和 6 年度第 1 回里親部会についてです。今年度の第 1 回里親部会は、7 月 17 日水曜日 18 時 30 分からの開催を予定しております。現時点での審議予定件数は 4 件になっております。内訳といたしましては、養育家庭 2 家庭、養子縁組里親 1 家庭、養育家庭と養子縁組里親の重複登録が 1 家庭となっております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、措置部会より説明をお願いいたします。

委員

それでは、令和 5 年度における措置部会の開催状況につきまして報告させていただきます。お手元の資料 2 - を御覧ください。

措置部会では、児童福祉法に基づき、子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、世田谷区長からの諮問を受けて審議し、その結果を答申しております。また、過去に部会より意見具申または助言を行った案件に対して、その後の援助経過の報告などを児童相談所から受けることもございます。

まず、部会の開催回数でありますけれども、審議・報告案件がない場合は流会となりますが、これを除きまして原則として毎月開催しております。令和５年度は、資料にありますように11回開催いたしました。審議及び報告件数につきましても資料に記載のとおりでありますけれども、令和５年度は審議18件、報告３件を受けております。事例の種別及び内訳につきましては件数の下に記載しております。なお、審議案件につきましては、いずれも児童相談所の援助方針が適当であると認め、留意事項を付して答申いたしました。

次に、被措置児童等虐待の状況報告であります。資料の裏面にお移りください。措置部会では、児童福祉法の規定に基づき、世田谷区から児童福祉審議会に被措置児童等虐待の対応について報告を受けた際、区長に対し意見を述べることができるとされております。令和５年度は、区へ２件、被措置児童等虐待通告がございました。区からの報告を受けて部会として意見を述べておりますが、虐待非該当ということで、区の調査等対応を認めております。

措置部会からの報告及び説明は以上であります。

松原委員長

ありがとうございました。

続いて、児童虐待死亡事例等検証部会より御報告、御説明をお願いいたします。

委員

それでは、児童虐待死亡事例等検証部会について御報告させていただきます。資料２－ を御覧ください。

令和５年度は、本部会は令和５年11月13日にオンライン開催にて１回開催をしております。主な議事は２点になっています。

１点目は、令和４年度の事例収集結果及び事例検証についてです。別添の児童虐待死亡事例等検証部会検証実施基準に基づく検証対象を選定する事例について、令和４年度中に該当事例はございませんでした。そのため、令和５年度については、即時検証に該当する事例が発生しない限り、検証は実施しないものといたしました。なお、令和５年度については、即時検証に該当する事例があった旨の報告はございませんでした。

主な議事の２点目は、令和４年度に選定要否を検討した事例についてです。こちらは、令和５年２月28日に開催されました国立成育医療研究センターとの検証会議結果の振り返り及び警察への確認結果の共有を行いまして、改めて本部会での検証は実施しないということを決断いたしました。あわせて、国立成育医療研究センターとの検証会議で得られました気になる子どもや保護者への対応に係る関係機関への周知

の推進ですとか、子どもの睡眠環境に係る助言指導の徹底などの提言については、今なお積極的に取り組んでいるということを確認しております。以降、部会は開催しておりませんが、要保護児童対策地域協議会や関係機関への出前講座等を通して、気になる子どもや保護者への対応方法の周知を行うこと、また、乳児期の家庭訪問等を活用した子どもの睡眠環境に係る助言や指導など提言を受けて、区の取組について積極的に実施していることを確認しております。

御報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、最後になります。保育部会より御報告、御説明をお願いいたします。

委員

保育部会について御報告させていただきます。

保育部会では、児童福祉法に基づく保育所の認可等について諮問を受け、その適否について審議し、答申しております。審議の内容は、保育施設の整備着手前にその計画の認可基準への適合状況について確認する計画承認と、開園前に再度認可基準への適合状況を確認する認可に分かれております。審議では、認可基準への適合状況の確認だけでなく、公認会計士の委員から財務面への意見やアドバイスをいただくとともに、保育の質を確保する視点から、事業決定時の附帯条件等への対応状況などについても踏み込んで意見聴取を行っております。認可後、運営への引継ぎ後も改善に向け取り組んでいただくよう、保育部会としても連携してまいります。

令和４年度の審議結果ですが、令和５年９月１２日から２６日に書面開催し、認可１件について審議し、適当との審議結果としております。資料の２－ にございますように、この１件が認可されております。

また、令和５年度の保育部会より、保育の質の確保に向けた保育施設における重大事故の検証、運営状況等の調査及び検証の取組を実施しているところでございます。資料の２－ にございますとおり、区からの重大事故及び虐待等の報告を受けまして、保育の質の向上に向けた取組等について議論した上で指導助言をし、改善を確認しております。

しかし、そんな中で、冒頭にありましたとおりの非常に残念なといいますか、本当にじくじたる思いがする虐待事案の御報告がございました。引き続き、今後も保育の質ガイドラインにも掲げる子どもを中心とした保育が実現できるよう、保育部会として心して審議を行ってまいります。

保育部会からの報告は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、部会 1 から 4 に関わっての御質問あるいは御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件については以上といたします。

次に、報告(3)一時保護所第三者評価の受審結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

私からは、一時保護所第三者評価の受審結果について御説明をいたします。資料 3 を御覧ください。

まず、1、主旨でございます。一時保護所の入所児童の権利擁護と運営の質の向上を図ることを目的として、令和 5 年度に第三者評価を受審いたしましたので、その結果を御報告するものでございます。

2、第三者評価の概要でございます。(1)実施方法でございますが、一般社団法人日本児童相談業務評価機関(J - O s c h i s) への委託で実施をいたしました。(2)評価方法でございますが、第三者評価の手引きに基づき、 アンケートを一時保護所職員と一時保護所に入所中の小学 4 年生以上を対象に実施いたしました。そのほか、 事前準備資料の提出、令和 5 年 10 月 4 日から 5 日の 実地調査を実施いたしました。2 ページ目を御覧ください。(3)評価項目の構成についてでございます。評価項目は第 部から第 部まで、記載の内容に係る 61 項目について評価を受けました。(4)評価ランクの考え方でございますが、評価は S から C の 4 段階で評価を受けております。

3、受審結果でございますが、全 61 項目中、優れた取組とされる S が 9 項目、適切に実施とされる A が 41 項目、取組が十分でないとする B が 11 項目と評価されました。なお、重点的に改善が求められる C 評価はございませんでした。報告書は、総評と各論、第 I 部、第 部などの各テーマで構成をされており、それぞれに評価された点と課題とされた点がございますので、資料に沿ってかいつまんで御説明をさせていただきます。

まず、(1)特に評価された主な点でございます。 総評において評価された点といたしまして、全国の一時保護所の実情から考えると、全体的に高い評価をすべきであることが評価者の一致した意見である、旧来の一時保護所の先例にとらわれることなく、子どもを主体とした関わりを強く意識され、フロア担当制などの組織体制の整備も進めている等の評価がされております。

3 ページ目を御覧ください。次に、 各評価項目において S として特に評価された点といたしまして、子どもの意見を聞くことに関して、第

三者委員や子ども会議、意見箱、外部機関である子どもの人権擁護機関など複数の窓口が設けられている点は、多様な子どもに配慮した仕組みと言える、子どもたちの食事について、調理は外部への業務委託ではなくて区の職員によって行われており、アレルギーへの個別対応や、子どもたちが希望するメニューを把握するなど、食事が適切に提供されているだけではなく、食育の観点からも非常に望ましい運営形態だと言える等の点が評価をされています。

一方で、(2)課題とされた主な点でございますが、総評においては、区の人口が90万人を超えていること、児童相談所の全職員数が170人を上回ることに鑑み、より身近な専門機関になるために児童相談所を新しく設置することも検討する必要があるのではないか、特に一時保護所については、開設当初を大きく上回る保護人数の実績があり、躊躇なく子どもの安全安心を確保するためにも、一時保護所定員の拡大が必要であると指摘があったほか、あとは、人材育成ですとか、担当や職種、雇用形態に関わらない全職員が知るべき事業計画の策定や目標設定等の周知と共有にすることが課題として指摘をされています。

また、各評価項目においてBとして課題とされた点としましては、子どもからは、ほかの子どもから暴言を受けたり子ども同士の嫌がらせを受けたりすることが続いている、職員にも伝えているが、対応が不十分との不満が複数聴かれた、このような状況の改善や予防のための方策が求められるとの指摘があったほか、権利擁護についての子どもへの周知、建物の使い勝手、職員体制、相談支援部門との連携、一時保護所の学習内容、支援方針への一時保護所職員の意見反映といったような事項が課題として指摘をされています。

続きまして、4、受審結果を踏まえた今後の取組についてでございます。以上の評価を踏まえまして、特に評価された点は引き続き適切に対応をしていくとともに、課題とされた点については改善に向けて取り組んでまいります。

初めに、(1)子どもの権利擁護に関する取組についてでございます。子どもへの権利擁護に関する周知について、あらゆる機会を活用して周知の充実に取り組んでまいります。また、子ども本人による児童福祉審議会への直接申立て制度や意見表明等支援事業など、改正児童福祉法の趣旨を踏まえた新たな取組を通じて、子どもの権利擁護のさらなる充実に取り組んでまいります。

続きまして、(2)一時保護所内の共通認識の醸成及び相談支援部門との連携体制構築についてでございます。職種や雇用形態にかかわらず、

全職員が事業計画や理念を共有し、一時保護される子どもの背景を理解した上で業務を実施できるよう、様々なツールの活用、職員間の日常的な引継ぎ方法の工夫など、共通認識の醸成に向けた取組を進めてまいります。また、相談支援部門との交換研修や共通のタブレット端末の導入などを通じて、連携体制の強化と情報共有の円滑化に取り組んでまいります。

続きまして、(3)人材育成研修計画の一層の充実についてでございます。世田谷区児童相談所の人材育成研修計画に基づいた研修を企画、実施するとともに、外部研修や区内児童養護施設との交換研修など、専門的人材育成の取組を実施しております。引き続き、今回指摘された事項を踏まえ、アセスメントの客観化や職員のメンタル不調の防止といった事項も含め、人材育成研修計画のさらなる充実に取り組んでまいります。

5 ページ目を御覧ください。最後に、(4)ハード面の改善や適正な職員配置に向けた取組についてでございます。引き続き、保護児童数の実績を注視するとともに、児童福祉法改正に伴って今後予定している一時保護施設の設備及び運営に関する基準条例の制定や、社会的養育推進計画の見直しに係る検討内容等を踏まえながら、建物や設備面の改善並びに適正な職員配置に向けた検討を進めてまいります。

5、次回の受審予定についてでございますが、国のガイドラインを踏まえて、次回は令和8年度を目途に受審することを予定しております。

6、今後のスケジュール（予定）は御覧のとおりとなっております。説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

それでは、今の御説明に関しまして御意見、御質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。

委員

この一時保護所の第三者評価というのは3年前にも多分実施されていると思うんですけども、今年度の評価と3年前の評価とどこがどういうふうに改善したのか、または、課題の積み残しがあったのかどうかということがこれだけでは分からないと思うんですけども、そのあたりはどのように評価されているのかお伺いしたいと思います。

事務局

前回第三者評価が行われたのが開設当初の令和2年度になります。そのときの課題として、職員への公務員倫理であったり一時保護所の理念が周知されていないという評価が一番大きく挙がりました。それに伴って、外部評価を行っていない内部評価の部分に関しては、内部評価を行ったことによって、その間に公務員倫理であったり基本理念については

周知の方法をきちっと整えた結果、令和３年度の一時保護所のセルフチェックのほうでは適切に実施されているという形での評価になっております。

今年度のほうは、先ほどお伝えしたように、基本的に「職員の専門性の向上や意識共有のための取組が適切に行われているか」においても適切に行われているという評価がありますので、１回目の第三者評価の課題の部分については、今回の評価の中では改善されているという評価を受けている次第です。

以上です。

松原委員長
委員
松原委員長

よろしいですか。

はい。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。

私から１点、内部自己点検評価をされてＡＢＣをつけられたと思うんですが、この第三者評価機関によって評価が下がっちゃった項目はありますか。Ａをつけて出したんだけどＢになっていたとか。

事務局

前回のものに比較して評価が下がったというところで、明確には出てはいないんですけども、今回、評価のほうで課題として挙がったのが、ここの中でも課題として挙げられている子どもからのアンケートにおいて、子ども同士のけんかのときなどに職員に伝えたが不十分な対応であったというところが出ております。それは前回の第三者評価等の中ではなかったことでありますけれども、今回、その要因としましては、昨年度、学齢児の定員超過が続いている時期がございまして、そのときになるべく職員のほうも個々の対応に努めていたんですけども、どうしてもそれが難しい時期がございました。それに対して、常日頃、子どもたちとの話合いを持って対応しているところですけども、それが１００％できなかったというところが実際にあったかと思っております。

例えば、夕食後とかにゲームの時間を行うんですけども、基本的に人数が増えることによって子どもが行うゲームの時間が減ってしまうというところがどうしてもあります。就寝時間等が決められているので、どうしても限られた時間内で子どもたちのゲームをやることで、子どもが増えたことで１人ができる時間が減るという説明等を行っても、子どもたちとしてはどうしても、前はもっとできたのに少なくなったじゃないかという部分でなかなか理解が難しいところもあったのではないかと思います。ということを感じている状況です。

今後についても、人数が増えたとしても、子どもたちに一つ一つ丁寧に接しながら、子どもたちの理解を得ながら対応できるようにしてい

たいのと、あと、直接指導の児童指導員だけではなく、学習指導員であったり調理員のほうも直接子どもと話す機会がございますので、そういった職員からもいろいろと話をすることで、子どもたちの不満であったりそういったところをすくい上げるように努力している次第です。

以上です。

松原委員長

ありがとうございました。職員の方が自己点検、自己評価をされて、概要の1ページにありますが、所として取りまとめられたということで、その所の取りまとめと第三者評価機関の評価とが異なってしまったという項目はありますか。

事務局

今回、その評価機関、事業所が全く違うので、それで項目も若干違うところがありまして、内部評価については、令和2年度の評価を受けてできていなかったところを中心に詳しく内部で自己点検をしてきたという経過がございます。なので、特段子どもの中の評価と今回の外部評価がとてもずれたというような項目はなかったと思っています。

以上です。

松原委員長

3回目以降はその辺も意識されて、自分たちの評価と第三者が見た評価とどこが違うんだろうということを意識して見ていただく。それと子どもの意見と2本柱だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほかにいかがでしょう。

委員

私は東京都の一時保護所とこちらの一時保護所を同じぐらいの時期に拝見させていただいたんですけれども、子どもさんたちの服装なんかとても自由な感じの服装で、家から持ってきたのかなと思ったら、施設の方がそろえてくださったものだということだとか、あと、シャンプーの種類までそろえていただいているというようなことを拝見して、とても子どもの様子とかを見ていてくださって、要望を聞き入れた一時保護所になっているのではないかなということを感じました。感想です。

松原委員長

ありがとうございました。

ほか、いかがでしょう。

委員

追加でお伺ひしたいんですけれども、この子どものアンケートの実施期間というのは、どれぐらいの期間でアンケートを取られたのでしょうか。

事務局

子どもたちへのアンケートにつきましては、実施期間としては、令和5年8月に一時保護所に入所中の小学校4年生以上のお子さんに関して、1か月間の期間で調査をいたしました。合計で25名のお子さんからアンケートを聴取した次第です。

以上です。

松原委員長 委員 よろしいですか。

ありがとうございます。このアンケートなんですけれども、そのときに入所している子どもによってこのアンケートは随分変わってくるなと思うので、調査としてはこの期間が妥当かもしれませんが、やはり一時保護所としても1年を通じてとか長期にわたってアンケートを取られたほうがよりいいかと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 委員のおっしゃるとおり、今回の第三者評価のようなアンケートを丸々毎回取るというのは難しいかと思いますが、きくぞう会という形で管理職や係長が毎月子どもたちのほうにアンケート形式で保護所の生活の状況の聞き取りをさせていただいております。その中の内容とかを今後また精査して、そういったものを反映できるようなものに改善していくことは検討できるかとは思っています。

以上です。

委員 ありがとうございます。

松原委員長 ほかにいかがでしょう。

それでは、本件についてはこれまでにしたいと思います。

次に、報告の(4)意見表明等支援事業の事業者選定結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 意見表明等支援事業の事業者選定結果について御説明をいたします。資料4を御覧ください。

令和6年1月19日の世田谷区児童福祉審議会で報告したとおり、令和6年4月に施行される改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童相談所が関わる子どもの権利擁護に係る取組の一環として実施する意見表明等支援事業について、プロポーザルを実施いたしましたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

まず、1、委託内容でございます。(1)業務内容としましては、意見表明等支援員の養成、児童相談所や施設等との事前調整、施設等への定期訪問、子どもや関係者からの要請に基づく活動等がございます。(2)履行期間でございます。令和6年6月17日から年度末までとなっておりますが、令和7年度、8年度につきましても、予算配当等の条件がございますが、引き続き同じ事業者へ委託をして実施していく予定としております。

2、事業者名等でございます。プロポーザルの結果、一般社団法人子どもの声からはじめようが選定されております。

3、事業者の選定でございます。(1)選定方法にあるとおり、選定委員

会を設置し公募したところ、3事業者からの応募書類を受理いたしました。この3事業者について、選定委員による書類審査とヒアリング審査、公認会計士による財務審査を実施し、事業者を選定いたしました。(2)選定委員会開催状況にあるとおり、令和6年2月27日にも選定委員会を実施いたしましたが、合格基準を満たす事業者がいなかったため、選定事業者なしとなりました。そのため、審査方法や審査基準を見直した上で2回目の公募を実施し、令和6年5月10日の選定委員会において、一般社団法人子どもの声からはじめようが選定されたという状況でございます。(3)選定委員会の構成は御覧のとおりで、吉田委員、川松委員にも参画をしていただき、選定いたしました。(4)審査基準でございますが、法人の運営体制、業務の実施体制、社会的養護の下で生活する子どもや子どもの権利擁護の現状への理解度等について審査をしていただきました。(5)審査結果は御覧のとおりで、一般社団法人子どもの声からはじめようが得点率70.4%で第1位となり、選定をされております。3ページを御覧ください。(6)主な選定理由といたしまして、他自治体での事業実績があり、ノウハウの蓄積があること、十分な人数の意見表明等支援員を確保できること、ヒアリングにおいて熱意が強く感じられること等が評価され、選定されております。

4、今後のスケジュール(予定)は御覧のとおりでございますが、まずは令和6年9月から一時保護所での活動を開始することを予定しております。

説明は以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。6月17日に契約を締結されております。

何か御質問、御意見がありましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

委員

御報告いただきましてありがとうございます。

今年の9月から一時保護所での活動開始予定とありますが、頻度や体制など、今の時点で御報告いただけることがあれば教えてください。

事務局

ありがとうございます。

現時点でこれから調整をしていくことにはなるんですけれども、最低でも頻度が月に2回、2週間に1回、一時保護所を訪問してもらうということになっております。ただ、やはり子どもが日頃から慣れ親しんだ人じゃないとなかなか本当の気持ち、本音が聞けないというところもございますので、その辺を含めてまた事業者と今後詰めていきたいと思っております。

体制なんですけれども、アドボケートの配置は9名程度となっております。

ます。子どものお話を聞きに行くというときには、大体5、6名の意見表明等支援員の方に行っていただくという形で考えております。

以上です。

松原委員長
委員
松原委員長

よろしいですか。

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、報告(5)世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局

資料5、世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況についてという資料を御覧ください。

1、主旨でございます。

(1)区は平成13年12月に世田谷区子ども条例を制定しまして、国連のいわゆる子どもの権利条約に掲げる理念の下、子ども・若者、子育て施策を前進させてまいりましたが、いまだ児童虐待やいじめ等の子どもの権利や子どもの健やかな育ちが侵害されている状況があるといった背景もございます。

続きまして、(2)子ども・子育て会議からのこの間の提言ですとか区議会からの意見、あとはこども基本法などの施行の動向も踏まえまして、令和5年9月に子ども・子育て会議に「「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について」を諮問し、本年3月に答申を受け取ったところでございます。

(3)この間、子どもや若者たちの声を聴くという中で、子ども自身が自分のしたいように過ごしたいと思っても、周囲の大人から時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、社会における教育虐待をはじめ、競争的な社会において子どもたちのウェルビーイングが阻害されている状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかったり保障されなかったりする実態が、世田谷の子どもたちが直面している課題として、より明らかになったところでございます。

(4)こうした課題は、保護者も含めた周囲の大人も、子ども期を子どもの権利を学び実感しながら育つことが難しかったといったことも影響しており、決して周囲の大人だけの責任にしてはならず、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要があると考えております。少子化という大人が多い現代において、これまでの子どもへの地域社会の関わり方を変え、子どもも大人も、年齢や経験にかかわらず、人として対等で、互いに尊重され、対話の中で互い

を理解し、共に成長していける地域社会を実現すること、「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目指して、条例の一部改正の骨子を今般、以下のとおりまとめております。

続きまして、次の２ページ目を御覧ください。２のこれまでの経緯は記載のとおりでございます。

３、条例骨子及び考え方ということで、恐れ入ります、次の３ページ目の別紙１、世田谷区子ども条例の一部改正（骨子）を御覧ください。

まず大きなところで、１、条例名称でございます。考え方を御覧いただきますと、子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、現行の子ども条例に「権利」という文言を追記しまして、世田谷区子どもの権利条例ということで名称を変更したいと考えております。

続きまして、２の条文の前文ですが、区と大人の責務、意見表明と読める部分と、子ども・若者の声を反映した部分を併せた記載内容に改めたいと考えております。具体的には、今、中高生世代におけるプロジェクトチームを立ち上げてございます。この前文のほか、後ほど御説明しますが、条例の目標、あと権利カタログについては子どもたち本人に自ら考えていただきたいということで、今動いているところでございます。

続きまして、第１章の総則ですが、子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人一人が既に権利をたくさん持っているということを示す必要があるため、これまでの記載に加えまして、条約や法令にのっとり、子どもの権利を尊重する文化及び社会をつくることを明記していきたいと。また、特に子どもの定義を現行条例では一律で１８歳で区切っておりますけれども、支援が分断されてしまうということもございますので、子どもを、(１)でまだ１８歳になっていない者というふうな文章を置きますけれども、(２)としまして、条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者ということで規定を追記していきたいと思っております。例えばですが、９月で１８歳になって、そこで支援が切れるのではなくて、年度末まで引っ張りますよ、具体的にはそのようなイメージでございます。

続きまして、４ページ目でございます。第２章の子どもの権利に関する部分でございますが、こちらは新設する章となります。国連の子どもの権利条約に規定する一般的に言われる４つの権利を引用するとともに、子どもの声を踏まえ、子どもの権利を権利カタログとしてまとめ、

各条文に個別に規定していくというふうに考えてございます。

続きまして、第3章子ども・子育てを支え合う地域づくり、こちらも新設する章となっております。現行条例で第1章総則に規定されている保護者の務め、学校の務め、区民の務め、事業者の務め、区の務めということで、務めという形で表記しておりますが、先ほどお話しした第2章に規定されている子どもの権利に照らし合わせて、保護者や区民については役割、学校や区については責務ということで言葉を整理していきたいと思っております。

続きまして、第4章基本となる政策につきましてはこちらの記載のとおりですが、考え方が次の5ページに出ておりますので、5ページを御覧ください。ここも現行条例で第2章基本となる政策に規定されている健康と環境づくりなどについては、引き続き本章で示してまいります。2つ目のポチにありますが、場の確保、子どもの参加につきましては、現在においてさらに考え方などが広がっているという考えもございますので、子どもの居場所づくり、子ども参加と意見の尊重という形で整理していきたいと考えております。

また、3つ目のところにありますが、いじめや貧困、ヤングケアラーなど、社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たにここでまとめていきたいと考えております。

続きまして、第5章子どもの権利擁護でございますが、世田谷区の子どもの人権擁護機関、一般的にせたホッとと言われている部分ですけれども、せたホッとの規定をしている条文がこの章になっております。子どもの権利には、大人と同じ人権、いわゆる人間としての権利だけでなく、子ども期特有の権利も含まれますので、権利行使の主体であることをより明確にする必要がございますので、現行条例の「子どもの人権擁護」という言葉を「子どもの権利擁護」という形で、もう少し広い言葉に改めていきたいと考えております。

続きまして、第6章です。推進計画・推進体制・評価検証、こちらは現行条例にも項目としてありますけれども、1つの章にまとめて再構成をしているというものです。評価検証につきましては、区の政策、施策を熟知した専門性と独立性の担保が求められますので、既存の区の機関ではなく、新たに第三者機関、子どもの権利委員会を立ち上げて実施する必要があると考えてございます。

続いて、6ページは参考資料としてつけております。今のことについてちょっと補足なんですけど、国連の子どもの権利委員会のお話を整理しますと、真ん中辺りにありますが、人権救済、モニタリング、制

度改善に向けた政策提言、普及・意識啓発、人権教育といったことで4つにまとめられます。世田谷区では今、人権救済という部分ではせたホッとの方で取組が10年以上、進んできております。ただ、 、 、
については、区のほうとしてもまだ施策としてもちょっと弱い部分かなというところもございますので、 、 、 の部分を担っていただくような新たな第三者機関の立ち上げを考えているというものです。

続きまして、さらに具体的なお話で、今の検討状況について少し御説明させていただきます。7ページの別紙2を御覧ください。こちらは今お話ししました新たに設置する第三者機関「子どもの権利委員会」の設置について(案)です。左側に子どもの権利委員会と表記しております。

「子どもの権利」の保障に向けた、区の施策と評価検証機能、「子どもの権利」に関する普及啓発・教育機能、今のようなお話を基本的にはここでやっていく。

具体的な中身になりますが、(1)定例会を考えております。月1回程度ということで、その中で、調査テーマの決定、ヒアリング調査結果に基づく評価・検証、政策提言書の作成などを行うという考えでございます。この調査テーマの決定については、真ん中辺りの上の部分に課題共有会議という表記がございます。今あるせたホッとですとか児童福祉審議会、あと子ども・若者・子育て会議、こういった代表者とそれぞれの視点に基づく課題共有ですとか意見交換を行った上で決定していきたいということで今考えているところです。

続きまして、左側の(2)の部分です。ヒアリング調査は人権教育とセットで、学識経験者1名、公募区民で1名、若者委員が2名という形のチームを今考えて想定しております。定例会で決定したテーマに基づき、区の施策や事業を利用する子どもたちへのヒアリング調査などを実施していきたい。

(3)政策提言書の作成に当たっては、ヒアリング調査に基づく評価検証結果と具体的な改善提案、今おおむね2年に1回と考えておりますけれども、区長への提言を想定しております。

なお、この子どもの権利委員会につきましては、トータルでは学識経験者委員3名、公募区民委員3名、若者委員6名、計12名の委員での構成を考えております。なお、この若者委員なんですけど、6人とありますけれども、右下にNewと書いてあるところがありまして、こちらも新たに設置する予定のいわゆる子ども、青少年が参加参画し意見表明する会というような会議体的なものを考えておりまして、そこで若者の参加参画、若者当事者目線で区の施策の評価検証を行っていただきたい。そ

それぞれの若者がそれぞれのチームに入っていくようなことを流れとしては考えているところでございます。

それでは、資料の２ページ目に戻っていただきまして、５のスケジュールでございます。こちらは記載のとおりでございますが、９月に条例素案を区議会の特別委員会に報告する予定でございます。９月はさらにパブリックコメントの実施、１０月にはシンポジウムの開催を予定しております。この表記のとおり進めていければと思っておりますが、４月の条例施行という形を目指してまいります。

説明は長くなりましたが以上でございます。

松原委員長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明についての御意見、御質問などを受けていきたいと思えます。どうぞお願いいたします。

委員

お話を伺っていて、こども基本法、こども大綱が定めた子どもの権利主体にのっとったもので、世田谷はやっぱりすごく先進的だなと思って、大変強く歓迎したいと思えます。さらに、子どもの権利委員会については、こども基本法では達成できなかったコミッショナーと同等のものをつくっていくということなので、日本全体から見てもかなり先進的な取組、せたホッとで既に人権救済を先駆的に始められていた世田谷だからこそ、さらにコミッショナー的なモニタリング評価まで盛り込んであるということで、感動しているくらいなんですけれども、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

以上です。

松原委員長

エールをいただきました。

ほかにいかがでしょうか。

委員

今、子ども条例の改正のお話を伺って、大変心強く思っております。もう既に議論されていると思うんですけれども、やっぱり世田谷の持っている強みですよね。せたホッとという非常に優れた実績を持った機関があるんだと。これをさらに充実するという方向で考えていっていただきたいし、また、行政のほうでもそういう後押しをしていただきたい。

それからもう一つは、場所の問題として、プレーパークが全国に先駆けて行われて、今広がっているところで、この条例を基にして子どもの居場所なりをさらに充実すると。私も関わりましたが、やっぱり川崎の取組というのが一つ象徴になっているんですよ。ですので、世田谷としてもしっかりした子どもの居場所をつくっていただいて、そして全国にそれを広めていくぐらいの意気込みでやっていただければなと思っています。

以上です。

松原委員長

ほかにいかがでしょう。後押しをしてくださる御意見が続きましたが、御質問はありませんか。よろしいですかね。

では、スケジュールどおりに進みますと来年4月には施行ということになります。私も期待をして待っていたと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、予定された時間より早いんですが、ほかに全体を通じての御質問、御意見がとおりになる方はいらっしゃいますか。よろしいですかね。

それでは、議事は全て終了したということにいたしまして、進行を事務局のほうにお返しいたします。

事務局

松原委員長、進行ありがとうございました。皆様も様々御意見いただきましてありがとうございました。

最後に事務局から2点、事務連絡をさせていただきます。

1点目が本会議の議事録でございます。整い次第、皆様にまたメールでお送りさせていただきます。お送りします議事録につきまして、御自身の発言部分を御確認いただきまして、お気づきの点などございましたら事務局まで御連絡いただきたいと思います。その後、区のホームページで本日の資料とともに議事録を公開してまいります。

2点目でございます。御退出の際は、正面玄関からではなくて、1階エレベーターまで降りていただき、左側に進んでいただいて、時間外通入口からの出入りをお願いしたいと思います。

それでは、以上となります。

以上をもちまして令和6年度第2回世田谷区児童福祉審議会本委員会を閉会いたします。本日は皆様、どうもありがとうございました。